

議案参考資料

[令和3年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

消防総務課 庶務係

議案名

議案第7号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

趣旨・目的

群馬県市町村総合事務組合において、館林市が新たに同組合の組織団体に加入し、事務の共同処理を開始することに伴い、規約変更に関する協議の依頼がありましたので、地方自治法第286条の規定により、議会の議決を求めます。

概要

- 1 令和3年4月1日から館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となるため、同組合規約別表第1に同市を加えるものです。
- 2 令和3年4月1日から館林市が「地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律(労働基準法を除く。)による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務」の共同処理をするため、同組合規約別表第2の5の項に同市を加えるものです。

(組合規約の施行期日：令和3年4月1日)

背景・経過

群馬県市町村総合事務組合は、平成2年10月に設置され、県内59団体(11市、23町村、23一部事務組合、1企業団、1広域連合)が加入している一部事務組合で、桐生市は、消防団員に係る損害補償及び退職報償金の支給に関する事務を共同処理するために加入しています。

地方自治法の規定で、一部事務組合の規約の変更は組織団体間で協議により定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません。その協議は、組織団体の議会の議決を経なければならないこととされています。